田 や 第 ５６５ 号
令和元年８月 23 日

・ 各居宅介護支援事業所・各介護予防支援事業所
・ 各（介護予防）地域密着型サービス事業所
・ 介護予防・日常生活支援総合事業のうち各予防相当訪問型サービス事業所及び各予防相当通所サービス事業所

開設者様

田辺市 保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

運営規程に係る「従業者の職種、員数及び職務の内容等に係る変更の届出」について（通知）

このことについて、運営規程の内容に変更があった場合には変更があった日から１０日以内に変更の届出を行う必要がありますが、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に１度の届出に簡略化しています。(「変更届出の特例」)

本市におきましては、**令和元年 9 月 1 日時点の状況**について下記事項に留意の上変更の届出を行ってください。

記

・提出期限 ： **令和元年 9 月 30 日（月）**

・提出書類 ※各様式については、田辺市ホームページに掲載しています。昨年から変更になっている様式もありますので、**最新のものをダウンロードの上ご使用ください。**

（掲載先：田辺市やすらぎ対策課指導係 http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html ）

① 変更届出書
② 各サービスに係る付表
③ 従業者の職務体制及び勤務形態一覧表（令和元年９月分）
④ 職務の兼務状況を確認する書類（兼務先の勤務形態一覧表）
⑤ 資格が必要な職種については資格証の写し（※原本証明必要）
⑥ 運営規程

・提 出 先： 田辺市役所 やすらぎ対策課 指導係（原則、持参の上提出してください）

・提出部数： **２部**（１部は事業所控えとして返却します。）

書類作成に当たっての留意事項

①「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、「変更届の特例」は適用されませんので、変更日から１０日以内に変更の届出を行ってください。

・事業所の管理者に関する変更

・介護支援専門員、計画作成担当者に関する変更

・予防相当訪問型サービス事業所のサービス提供責任者に関する変更

②　令和元年８月３１日から１０月３１日までに指定有効期間が満了となる事業所であって、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出は**必要ありません。**

③　平成３０年９月１日と令和元年９月１日を比較して、職員の員数等に変更の無い場合は、変更の届出は**必要ありません。**

④　平成３０年９月１日と令和元年９月１日を比較して職員の員数等に変更があるが、平成３０年９月以降に指定更新を受けた場合、または平成３０年９月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。）で、その時点と令和元年９月１日を比較して、職員の員数等に変更がない場合は、変更の届出は**必要ありません。**

⑤　平成３０年９月１日以降に新規指定を受けた事業所においても、職員の員数等に変更がある場合は変更の届出を行ってください。

⑥　資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。また、婚姻等により、資格証等の姓が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。

⑦　資格証等の写しについては、すべて原本証明をしてください。

⑧　変更の届出を行うに当たっては、人員基準や加算算定要件に違反しないよう、関係法令等を十分に確認の上提出してください。

〒　646-0028　田辺市高雄１丁目 23 番１号
田辺市民総合センター内
田辺市 やすらぎ対策課 指導係
電話：0739-33-7033　　ＦＡＸ0739-25-3994